

(別紙)

諮問番号：令和4年諮問第10号

答申番号：令和4年答申第12号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受ける審査請求人に対して行った次に掲げる処分（以下「本件処分」という。）につき、審査請求人が自身の処分庁管内の住居（以下「本件住居」という。）に居住することができない理由について配慮されずに行われたことに不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

- (1) 本件住居への居住実態を主とした生活状況の経過観察のために行われた令和3年8月26日付け保護停止決定処分（以下「本件停止処分」という。）
- (2) 指導・指示の不履行を理由に行われた令和3年10月5日付け保護廃止決定処分（以下「本件廃止処分」という。）

第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成27年9月2日、審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、同日、審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 令和3年1月20日、処分庁は、審査請求人から、同月5日から東京都内の宿泊施設等に滞在している旨連絡を受けた。
- 3 令和3年5月27日、処分庁は、審査請求人から、引き続き東京都内の宿泊施設等に滞在しており、本件住居に帰ることはできないとの申立てを受けたため、審査請求人に対し、保護の継続には居住実態の確認が必要であることを説明し、及び同年6月2日に本件住居を訪問する旨を確認していたが、同日の当該訪問時、審査請求人は不在であった。
- 4 令和3年8月11日、処分庁は、次の方針を確認し、同月16日、審査請求人に対し、その旨の説明を行った。
 - (1) 本件住居を複数回訪問するも長期にわたり不在の状況が続いており、居住実態を確認することができないため、同年9月1日付けで保護停止とすること。
 - (2) 審査請求人に対し法第27条第1項の規定により、指示の内容を「ケースワーカー

一による家庭訪問に応じること」と、指示の理由を「1年以上家庭訪問が出来ておらず、居住の実態が不明であり、保護の要否について判断できないため」と、指示の履行期限を同年8月27日とする文書による指示（以下「本件指示」という。）を行うこと。

- 5 令和3年8月16日、処分庁は、審査請求人に対し、本件指示に係る指示書（以下「本件指示書」という。）を送付した。
- 6 令和3年8月26日、処分庁は、審査請求人に対し、本件停止処分に係る決定通知書を送付した。
- 7 令和3年8月31日、処分庁は、審査請求人に対し、同年9月16日の午前10時を期日とした弁明の機会を付与する通知書（以下「弁明付与通知書」という。）を送付した。
- 8 令和3年9月16日、同日は弁明の期日であったが、審査請求人は、来庁しなかった。このことについて、処分庁は、審査請求人から、来庁することができなかつた旨及び日時を変更されても行くことはできない旨を聴取した。
- 9 令和3年9月16日、処分庁は、審査請求人は本件指示の内容を履行せず、及び弁明の期日にも来庁しなかったが、その理由について特に配慮すべき事由は認められないため、法第62条第3項の規定により、同年10月1日付けで保護を廃止する旨の方針を確認した。
- 10 令和3年9月17日付けの本件住居に係る解約通知書が審査請求人から家主に送付された（消印は、同月19日付け）。
- 11 令和3年10月19日、処分庁は、審査請求人に対し、本件廃止処分に係る決定通知書を送付した。
- 12 令和3年11月26日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の理由により、本件処分の取消しを求めるというものである。

- (1) 本件住居地には、〇〇等の攻撃があり、身体的苦痛及び精神的苦痛があるため、居住することができない。
- (2) (1)の理由について、何ら配慮等がなされずに行われた本件処分には納得することができず、本件処分により生活保護費が入金されなくなったため生活が苦しい。
- (3) 本件指示書及び本件廃止処分に係る決定通知書を受け取っていない。
- (4) 弁明付与通知書は受け取ったが、(1)の理由があるため、処分庁の事務所に来庁することはできない。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

- (1) 審査請求人が本件住居外で生活していることを確認したため、法第26条及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第3

4号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)に基づき本件停止処分を行った。

- (2) 審査請求人が家庭訪問に応じなかったため、法第27条第1項及び「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)に基づき本件指示を行ったが、それにも応じなかったため、法第62条第4項の規定により弁明の機会を付与したが、弁明の期日に来所しなかったことから、同条第3項の規定に基づき本件廃止処分を行った。

第5 本件に係る法令の規定等

1 法令の規定

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と保護の補足性を規定している。
- (2) 法第19条第1項は、保護の実施機関が「保護を決定し、かつ、実施しなければならない」者として、同項第1号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」を規定している。
- (3) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」と規定している。
- (4) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定している。
- (5) 法第62条第1項は、「被保護者は、保護の実施機関が、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」旨を、同条第3項は「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」旨を規定し、保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を付与する必要がある旨を同条第4項において規定している。

2 関係通知

- (1) 課長通知第10の問12の答1の(2)は、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準として、保護を停止すべき場合を「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき」と規定している。
- (2) 局長通知第11の2の(4)は、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者(中略)に対して行なうことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由

で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行なうこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。」と規定している。

- (3) 被保護者が法第27条第1項の規定による指導又は指示に従わない場合の取扱いについては、課長通知第11の問1の答において基準が示されており、「保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」は、保護を廃止することと規定している。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件停止処分について

- (ア) 審査請求人は、令和3年1月5日以来、東京都内の宿泊施設に滞在し、本件住居には居住せず、同年7月には、家主に対し、本件住居に係る賃貸借契約を解除したい旨の連絡をしている。

そうすると、審査請求人の居住実態が処分庁の管内になく、課長通知第10の問12の答1の(2)の「一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき」に該当すると認められるため、本件停止処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

- (イ) 審査請求人は、本件住居に居住することができない理由があるのだから、本件停止処分には納得することができない旨を反論しているが、審査請求人の主張する理由を認めることは困難である。

イ 本件廃止処分について

- (ア) 処分庁は、審査請求人に対し、居住実態の確認が必要であることについて、口頭による指導又は指示を行っていたが、審査請求人は、口頭による指導又は指示に応じることなく、東京都内での滞在を続け、十分な意思疎通を図ることが困難な状況にあったことから、口頭による指導又は指示では目的が達せられず、また、口頭によりがたいと認められるときに該当し、法第27条第1項の規定により、本件指示を行ったものである。

- (イ) 本件指示書には、指示に従わない場合、法第62条第3項の規定により保護を変更、停止又は廃止することがある旨を記載していたが、審査請求人は、本件指示を期限までに履行しなかったことが認められる。

- (ウ) 処分庁は、保護を廃止することとし、弁明の機会を与えたが、審査請求人は、当該弁明の期日に出頭せず、出頭しないことについて正当な理由はなかった。

- (エ) 処分庁は、課長通知第11の問1の答の3の(3)の「保護の停止を行なうこと

によっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」に該当すると判断し、本件廃止処分を行ったものであり、その判断に違法又は不当な点は認められない。

(オ) なお、審査請求人は、本件指示書及び本件廃止処分に係る決定通知書を受け取っていない旨を主張するが、審査請求書にもそれらの写しが添付されていることから、審査請求人は当該文書を受領したものと認められ、審査請求人の主張には理由がない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和4年9月26日 審査庁が審査会に諮問

令和4年10月24日 第1回調査審議（第2部会）

令和4年11月21日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和4年11月22日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件は、処分庁が審査請求人に対し、「生活状況経過観察のため」及び「指導・指示の不履行」を理由として行った本件処分が、法令の規定等に照らし、適法かつ適切であったかどうかについて、争われているものである。

この点について、処分庁は、令和3年1月以降、審査請求人の居住実態を確認することができなくなったこと及びこれに起因して生じた事実関係に基づき、第5に記載の法令の規定及び関係通知に従って、本件停止処分及び本件廃止処分を行ったものと主張するから、これら本件処分に係る処分庁の裁量判断に違法又は不当な点がなかったかどうかについて検討する。

2 本件停止処分に係る違法又は不当の有無について

(1) 法第26条は、保護の停止及び廃止について「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定」する旨を規定しているところ、まずは、本件停止処分について、審査請求人の状態が「保護を必要としなくなったとき」に該当するとした処分庁の判断が妥当であったかどうか

かを検討する。

- (2) 保護を停止すべき場合については、課長通知問第10の12の答1の(2)において、「一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」とされているから、保護の実施機関が保護の停止処分を行うに当たっては、審査請求人の状態が「保護を要しなくなったと認められ」、かつ、「その状態が今後継続することについて、なお確実性を欠く」ことについて、これに該当する事情が具体的に認められる必要がある。
- (3) 法第19条第1項第1号は、保護の実施機関が保護を実施しなければならない者について、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」と規定しているところ、当時、審査請求人が、本件住居を不在とし、東京都内での滞在を継続していたことには争いはなく、処分庁としては、審査請求人に係る処分庁管内での居住実態の確認をすることができない状態が継続していたことが認められる。そうすると、この間、審査請求人は、処分庁に係る同号の要保護者に該当するかどうかについて当該該当性の確認ができない状態にあったといえるから、当該東京都内での滞在期間中についていえば、審査請求人は、処分庁において「保護を要しなくなったと認められ」る事情があったことが認められる。
- (4) その一方、審査請求人は、宿泊施設等に一時滞在していることが認められるものの、東京都内に定まった住所地又は居住地を有していたことまでは確認されなかったことから、処分庁の保護を要しなくなった状態がその後も継続するのかどうかについては、「なお確実性を欠く」状態であったことが認められる（審査請求人が本件住居に係る解約通知書を家主に送付したのは、本件停止処分後のことである。）。
- (5) そうすると、処分庁が本件停止処分を行う時点では、審査請求人の状態は「一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要がある」ものであったことが上記の具体的事情をもって認められることから、本件停止処分に係る処分庁の裁量判断に違法又は不当な点は認められない。

3 本件廃止処分に係る違法又は不当の有無について

- (1) 法第62条第1項は、「被保護者は、保護の実施機関が、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」旨を、同条第3項は「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」旨を規定していることから、本件廃止処分について、処分庁の裁量判断が適法かつ適切であったかどうかを検討する。
- (2) 法第27条第1項は、保護の実施機関が「生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示」を行うことができる旨を規定し、当該指導又は指示を文書により行うことができる場合について、局長通知第11の2の(4)は、口頭の指導又は指示によっては「目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいとき」である旨を、当該指

導又は指示に被保護者が従わない場合の取扱いについては、課長通知第11の問1の答において、「保護の停止を行なうことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」が保護の廃止の基準として挙げられている。

- (3) これを本件廃止処分についてみると、処分庁は、審査請求人の居住実態を長期にわたり確認することができない中で、審査請求人に対し複数回に及ぶ口頭による指導又は指示（本件指示によるものを含む。）を行ったことが認められ、審査請求人はこれらに従うことなく、東京都内の宿泊施設等への滞在を継続し、もって処分庁として居住実態の確認ができない状態が継続されたことを確認することができる。

審査請求人においても、本件指示の内容に従わなかったことそのものについては争うものではないが、その上で、審査請求人には、本件指示の内容に従うことが不可能な具体的事情があったとし、具体的には、第4の1の(1)に記載の主張をするが、当該主張する事実を示す客観的な資料その他当該主張を裏付けることができるものは何ら認められないから、当該指示の内容に従うことができなかった正当な理由があったとはいえない。

そうすると、審査請求人には、本件指示に従うことができない事情が認められない中で、本件指示に従わなかったものと認定されるべきところ、審査請求人の当該主張の具体的内容からすれば、(2)で述べる保護の廃止の基準としての「保護の停止を行うことによって本件指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」に当たると処分庁が判断したことに合理性を欠く点はないといえる。

- (4) 法第62条第4項は、被保護者にとって不利益となる保護の変更、停止又は廃止の処分を行う場合における手続的な保障について規定しているところ、処分庁は、第3の7に記載のとおり、弁明の期日の約2週間前に弁明付与通知書を送付しており、期日までに社会的に妥当と考えられる相当な期間を設けているといえる。なお、審査請求人においても弁明付与通知書を処分庁から受領していたことについては、争いが無い。

その上で、審査請求人は、第4の1の(1)に記載の主張と同趣旨の主張をするが、(3)と同様、当該主張する事実を示す客観的な資料その他当該主張を裏付けるものはなく、審査請求人には当該弁明の期日に出頭せず、出頭しないことについて正当な理由はないといえるから、処分庁は、適切に弁明の機会を付与していたと認められる。

- (5) よって、処分庁は、上記に述べる事実関係に基づき、第5に記載の法令の規定等に照らして、適法かつ適切に本件廃止処分を行ったものと認められることから、処分庁の裁量判断に違法又は不当な点は認められない。

- (6) なお、審査請求人は、本件指示書及び本件廃止処分に係る決定通知書を受け取っていない旨を主張するが、審査請求書にも当該文書の写しが添付されていることから、審査請求人は当該文書を受領したものと認められ、当該主張を採用することはできない。

- 4 したがって、本件処分は、いずれも第5に記載の法令の規定等に照らし適法かつ適

切に行われたものと認められ、違法又は不当な点は何ら認められない。

5 結論

以上の理由から、審査請求人の主張には理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳